

Season by Season



ツルニチニチソウ

蔓日々草

まだ子どもが小さかった頃、友人家族と一緒に野菜づくりに挑戦した時期があった。山すその小さな畑を借りて、週末の「家庭菜園もどき」を楽しんだ記憶がある。普段はすっかり忘れていたのだけれど、この時期になるとかわいらしい紫の花が記憶を甦らせてくれる。

実は、山で自生している（誰かが植えていたものならごめんさい）ツルニチニチソウの花があまりにかわいらしくて、少しだけ持ち帰ったものが裏庭でしっかりと根を下ろしてくれたのだ。夏にはしっかり刈り込んでいるのだけれど、旺盛な繁殖力の方が勝っているようで、裏庭は「群生」に近い状態に。

花言葉は「懐かしい思い出」・・・なるほど、そういうことか(^_^)

by.うさぎ

会社法

さて、今回は前々回の「合名会社」の続きを綴りたいと思います。

前に述べたように、合名会社は無限責任であり、出資者（株式会社でいうと株主、合名会社でいうと社員）は何か不測の事態が起きた時には全ての責任を負わなければならない。このデメリットは非常に大きいです。

それでは、合名会社のメリットはいったい何なのか。代表的な例としては、設立の手続きが比較的簡単であり、それに係る費用も株式会社に比べれば少額で済むということです。また、合名会社は資本金の制度がなく、現金による出資は義務付けされていないので現物出資でも可能です。以上の事からトータルの設立初期費用を少なく抑えられる面が利点だと思います。

しかし、冒頭で述べたように無限責任である合名会社の出資者には会社債権者に対する責任を直接負わなければならないので、いくら初期費用が少なく済むといってもお勧めできる会社形態でないのは事実です。また、その会社形態から個人事業に近い合名会社の設立数は殆どなく、今後も新規設立は殆どないでしょう。合名会社は会社といいながらも実際は個人事業の色が強い、そんな会社形態なのです。

今回は合名会社と同じ持分会社の一つである合資会社について綴ります(^_^)

by.朱莉

SCB NEWS LETTER

ニュースレターも第70号！
良い節目でスタート！！

第70号
2016年4月
発行

Chinese milk vetch ~レンゲソウ~

4月です！うらかな春日和になりました。お花見にはおでかけになりましたか？さて、未来会計マスター協会よりお知らせです。先月からメールマガジンの配信を開始いたしました。毎月定期的にセミナー情報やサポートサービスの情報などをお届けいたします。メールマガジン購読ご希望の方はWEBサイトをご確認ください！<http://www.future-ama.com/>



ぜいむの窓

今回のテーマ

生命保険の 税務について

本来の保障だけにとどまらず、資産運用や、法人での節税対策、個人の相続（争族）対策や相続税（納税・節税）対策など、活用範囲が広い生命保険。今回は、そんな生命保険の税務について、個人契約のケースを見ていきましょう。生命保険に関する登場人物は、右の3人です。保険事故（死亡や満期）が発生すると・・・



財産の移転 もらった？ 稼いだ？

税金が問題となるのは、保険金を受け取る人が、「もらった」ものであれば相続税や贈与税、「稼いだ」ものであれば、前月にお話した所得税（一時所得）の課税となります。保険の種類別に、基本的な例を確認してみましょう。

死亡保険金	満期保険金	年金
(契約者) (被保険者) (受取人) 父 父 子	(契約者) (被保険者) (受取人) 子 父 子	(契約者) (被保険者) (受取人) 子 父 子
相続税	所得税（一時所得）	所得税（一時所得）
※500万円の非課税控除あり	※特別控除50万円、所得1/2	※毎年
子 父 子	母 父 子	母 父 子
所得税（一時所得）	贈与税	贈与税（年金受給権）
※特別控除50万円、所得1/2		※受給開始時 +
母 父 子		雑所得
贈与税		※毎年

生命保険に加入するときには、出口の税務戦略をしっかりと考える必要があることが分かりますね。

詳細は、私どもSCBスタッフに、お気軽にお問合せください。

by.えびき

FAGIANO

ファジアーノ

我がまち岡山にファジアーノがある幸せ

新旧の日本代表を擁して、
毎試合が楽しみな今シーズン！
是非、ホームCスタへ駆けつけて、
一緒に応援しましょう^^
今年こそ、絶対にJ1へ！ココロヒトツニ。
「ファジアーノ！」

by.えびき

開幕戦！試合スケジュール

第7節	4.9 ±	対札幌	19:00	札幌ドーム(A)
第8節	4.16 ±	対群馬	16:00	正田スタ(A)
第9節	4.23 ±	対山形	19:00	Cスタ(H)
第10節	4.29 命	対町田	14:00	Cスタ(H)
第11節	5.3 火	対横浜FC	13:00	日産スタ(A)
第12節	5.7 ±	対長崎	16:00	長崎県立(A)

SERVICE MENU

- 税務コンサルティング
- 経営コンサルティング
- 財務分析サービス
- 将軍の日セミナー(中期経営計画策定支援サービス)
- 会計コンサルティング
- 保険労務コンサルティング
- 各種セミナー・勉強会開催

株式会社 創明コンサルティング・ブレイン
SCB 公認会計士・税理士 宮崎 会計事務所

〒702-8002 岡山県岡山市中区桑野713番地10

TEL (事務所) 086-274-8188 (会社) 086-274-6177

FAX 086-274-8187

HP <http://s-cb.jp/> E-mail info@s-cb.jp



活用法!

第66回目
by.SCB経営塾

儲かる会社になるための 「経営計画」の作り方



「常に明日への不安がある…」社長なら誰でも同じ悩みを持っています。その最も効果的な解決方法は「経営計画」を立てることです。「我が社が生き残るための道具」と言われる「経営計画」の作り方をみていきましょう。

未来デザインPLを使った利益計画

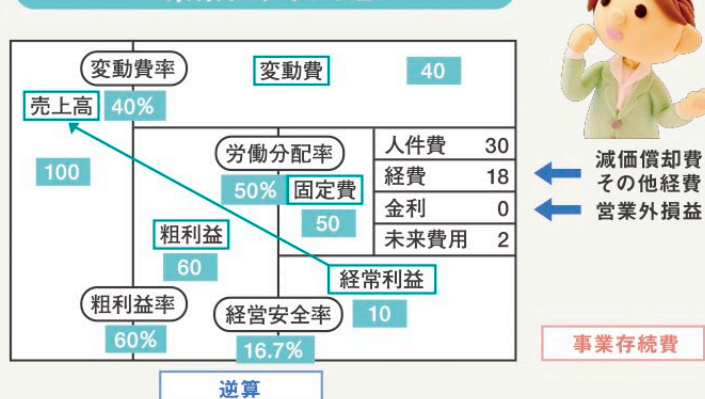
今回は、未来デザインPLを使った「利益計画の作り方」について説明します。図1の利益計画検討表(目標損益計算書)を使って「利益計画」を作成する場合は、ある程度会計知識(損益計算書の仕組み)がないと、何をプラスして何をマイナスするのか、分かりにくいかもしれません。

図2をご覧ください。「未来デザインPL」を使って「利益計画」を作成する場合、会計知識のない方でも、各項目が面積で表現されているため直感的に理解し、簡単に作成することができます。ポイントは、「粗利益」と「固定費 + 経常利益」がイコールになる という点です。

(図1) 利益計画検討表(目標損益計算書)
単位:百万円

売上高	100	
売上原価	40	
粗利益	60	60%
内部費用		50
人件費	30	
未来費用	2	
一般経費	13	
減価償却費	5	
営業利益	10	
営業外収益	1	
営業外費用	1	0
経常利益	10	

(図2) 未来デザインPL



次回は、販売計画の作り方について説明します。

by.カイ

消費税法改正

4月になり、吹く風も柔らかな季節となりました。

さて、消費税の軽減税率についてお伝えしたいと思います。平成29年4月に、消費税率が10%に上げられます。それに伴い、軽減税率制度が導入されます。軽減税率は8%です。軽減税率の対象品目は、①酒類及び外食を除く食料品 ②新聞の定期購読料 今回は、①酒類及び外食を除く食料品について見ていこうと思います。

「外食」の定義とは取引の場所と態様(「サービスの提供」と言えるか)に着目し、以下ようになります。「食品衛生法上の飲食店営業その他のその場で飲食させるサービスの提供(「食事の提供」)を行う事業を営む者が、テーブル、椅子その他のその場で飲食させるための設備(「飲食設備」)を設置した場所で行う「食事の提供」その他これに類するもの」とされています。

軽減税率(「外食」に当たらない)…テイクアウト・持ち帰り・宅配

①「飲食設備を設置した場所で行う」ものではないもの
■牛丼屋・ハンバーガー店のテイクアウト ■そば屋の出前 ■ピザの宅配 ■屋台での軽食(テーブル、椅子等の飲食設備がない場合) ■お寿司屋の「お土産」など

②「その場で飲食させるサービスの提供(食事の提供)に当たらないもの

コンビニの弁当・惣菜(イトイン・コーナーのある場合であっても、持ち帰りが可能な状態で販売される場合「軽減」)



標準税率(「外食」に当たる)…外食・イトイン

■牛丼屋・ハンバーガー店での「店内飲食」 ■そば屋の「店内飲食」、
■ピザ屋の「店内飲食」 ■フードコートでの飲食、寿司屋での「店内飲食」など
■コンビニのイトインコーナーでの飲食を前提に提供される飲食類品(例:トレイに載せて座席までに運ばれる、返却の必要がある食器に盛られた食品)
■ケータリング・出張料理



このように店内で飲食を行えば、消費税率は10%、テイクアウトをすれば、消費税率は8%となります。

by.ふぐ

GO to the 水族館へ行こう! AQUARIUM

④宮島水族館 みやじまりん

新年度も始まり、気持ち新たにされている方も多いと思いますが、そんな時に行っていただきたい水族館を今回はご紹介いたします。今回は広島県宮島にあります「宮島水族館 みやじまりん」です。では、今回の注目ポイント!

その1 世界遺産の中を通り…

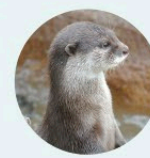


注目ポイント!!

アクセス方法は色々ありますが、私は宮島口から世界遺産の「厳島神社」内を歩いて通って行きました。厳島神社はご存じの通り、赤い鳥居が有名ですね。歩いている間にも赤い柱がずっと続き、そのイメージが強いです。いざ宮島水族館へたどり着くと、なんと同じ赤い鳥居がお出迎え。リニューアルされたようですが、和のモチーフで瓦屋根の外観。内装も赤い柱が続きまだ厳島神社内を歩いているような感覚になります。ずっと厳かな雰囲気の中にあるような気分になります。

その2 カワウソたち

多くの生き物がいる中で、カワウソたちはめちゃくちゃ可愛かったです!!その愛くるしい姿・表情をカメラに収めようとしたのですが、動きが俊敏で見直してもブレブレの写真ばかりでした…



ペンギン・トド・カワウソの食事タイムは必見!時間に合わせていくと必死になって食事する可愛い姿が見られます。宮島は島中が観光名所ですのでそれと併せて是非、「宮島水族館」にも行ってください。

by.海月

私と社福

27年度が終わってしまいました。。。毎年思いますが、1年ってあっという間ですね(^_^;)今号と次号では、決算処理についてお話ししていきます。

今回は、忘れがちなワンイヤールール処理です。新会計基準からワンイヤールールが厳密に適用された為、決算の時に流動資産(負債)と固定資産(負債)を明確に表す必要があります。1番多く該当しそうなのが

設備資金借入金

設備資金借入金 / 1年以内返済予定
設備資金借入金

(B/S流動負債 / B/S固定負債)

来年度返済予定分を「1年以内返済予定設備資金借入金」に振り替えます。この時注意したいのは、流動負債が動いていますが、C/Fの仕訳は発生しません。「1年以内返済予定設備資金借入金」は流動といつつ固定扱いとなります。

借入をされている法人は、必ずこの処理をする必要がありますのでお忘れなく(>_<)!
by.カノン

社福経営サポートクラブからのお知らせ